

第3次南部町総合振興計画策定支援業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

南部町（以下「町」という。）では、平成30年度を初年度とする現行の南部町総合振興計画並びに南部町まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間が令和9年度をもって終了する。

次期総合振興計画の策定にあたり、広範にわたる基礎データの収集・分析や町民意識の把握など、客観的かつ専門的な情報分析を行う必要があることから、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者から企画提案を募集し、その内容を一定の基準に基づいて評価することにより、最も適した事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

2. 業務の概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 業務名称 | 第3次南部町総合振興計画策定支援業務 |
| (2) 業務内容 | 別紙「第3次南部町総合振興計画策定支援業務仕様書」のとおり |
| (3) 契約期間 | 契約締結の翌日から令和10年3月24日（金）まで |
| (4) 契約上限額 | 15,807,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
（内訳：令和8年度 5,500,000円、令和9年度 10,307,000円） |

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 公告の時点で、南部町の入札参加資格名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 政令第167条の4第2項に基づく町の入札参加制限を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 南部町暴力団排除条例（平成23年条例第14号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。
- (6) 過去5年以内（令和3年度から令和7年度）において、本業務と同種の本体業務（総合振興計画と総合戦略及び人口ビジョンの一体的な策定業務）の受託実績を有していること。なお、受託実績は、本体業務を受託した実績であり、アンケート調査等の業務の一部のみを受託した実績は含まない。
- (7) 個人情報の取り扱いに関して、プライバシーマークの認証を受けており、公告の時点において有効な認証を継続していること。

4. 参加申込及び資格審査

(1) 受付期間

令和8年8月24日（月）から令和8年9月10日（木）午後5時まで（必着）

(2) 提出書類

- ① 参加申込書（様式1）
- ② 会社概要書（様式2）
- ③ 業務実績調書（様式3）

(3) 提出方法

電子メールによる

(4) 参加承認

参加承認の可否については、令和8年9月14日（月）までに電子メールにより通知する。

5. 質問の受付及び回答

実施要領及び仕様書等の内容に不明な点がある場合には、下記により質問書（様式4）を提出すること。

(1) 受付期間

令和8年8月24日（月）から令和8年9月4日（金）午後5時まで

(2) 提出方法

電子メールによる

(3) 質問への回答

質問及び回答は、令和8年9月9日（水）までに町ホームページに掲載する。

6. 企画提案書等の作成及び提出

参加の承認を受けた者は、以下のとおり関係書類を作成し、提出すること。

(1) 提出書類

① 企画提案届出書（様式5）

② 企画提案書（任意様式）

③ 見積書（様式6）※年度別に記載し、別途明細（任意様式）を添付すること

④ 業務工程表（任意様式）

⑤ 業務実施体制調書（様式7）

(2) 企画提案書の作成方法

① 企画提案書は、評価基準書の評価項目により構成し、該当する評価項目の番号等の見出しを付し、一部ずつフラットファイルに綴じ、表紙及び背表紙には、本業務の番号、件名及び会社名又は法人名を記載すること。

② A4版長辺綴じ、横書き、両面印刷とし、A3版を使用する場合は、片袖折等によりA4版の大きさにして綴じ込むこと。

(3) 提出部数

7部（正本：上記(1)提出書類①～⑤ 1部、副本：上記(1)提出書類② 6部）

(4) 提出期限

令和8年9月24日（木）午後5時

(5) 提出先

南部町役場 企画財政課 〒039-0592 青森県三戸郡南部町大字平字広場28番地1

(6) 提出方法

持参又は郵送によるものとし、いずれの場合も提出期限までに提出すること。

※持参の場合は、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までとする。

※郵送の場合は、簡易書留郵便等、配達完了の確認ができる方法とし、期日までに必着とする。

7. 選定方法及び評価基準

(1) 選定方法

① 提出された企画提案書等及びプレゼンテーションの内容について、「(2)評価基準」に基づき審査を行う。

- ② 各選定委員の評価点の合計が最も高い提案者を受託候補者として選定する。
- ③ 受託候補者の選定にあたり、評価点の合計が同点となった場合は、見積価格が低い者を上位とし、評価点の合計及び見積価格が同じ場合は、選定委員会の協議により決定する。
- ④ 提案者が1者の場合においてもプロポーザルを実施するものとし、最低基準点（合計得点が満点の6割）を満たす場合は受託候補者として選定する。
- ⑤ 受託候補者に選定された者が辞退した場合、又は「3. 参加資格要件」を満たさなくなった場合は、次点者を受託候補者として選定する。その場合においても最低基準点を満たす者とする。

(2) 評価基準

別紙「評価基準書」のとおり

8. プレゼンテーション

企画提案内容を確認するため、プレゼンテーション及び選定委員からのヒアリングを実施する。

(1) 実施日時（予定）

令和8年10月2日（金） 午後1時30分開始

※詳細については、後日連絡する。

(2) 実施場所

南部町役場

(3) プレゼンテーション及びヒアリング

1者あたり30分程度（プレゼンテーション：20分、質疑応答：10分）

(4) 企画提案説明者

業務実施体制調書（様式7）に記載のいずれかの者が行う。

(5) その他

- ・提案説明の順番については、企画提案書を受け付けた順とし、出席者は3名までとする。
- ・プレゼンテーションで使用する資料は、企画提案書の内容を補足するものとし、新たな提案内容を追加しないこと。
- ・プロジェクター等は町で用意するが、パソコン等の機器は提案者で用意すること。
- ・オンラインのみの参加は不可とする。

9. 主なスケジュール（予定）

項番	項目	期日
1	公募開始	令和8年8月24日（月）
2	参加受付期間	令和8年8月24日（月）～ 令和8年9月10日（木）
3	質疑受付期間	令和8年8月24日（月）～ 令和8年9月4日（金）
4	質疑回答	令和8年9月9日（水）
5	参加資格審査結果通知	令和8年9月14日（月）
6	企画提案書提出期限	令和8年9月24日（木）
7	プレゼンテーション審査	令和8年10月2日（金） 予定
8	選定結果の通知	令和8年10月5日（月） 予定
9	契約締結	令和8年10月上旬予定

10. 失格事項

提案者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 上記「3. 参加資格要件」を満たさないことが判明した場合
- (2) 提案書の提出日、提出場所、提出方法等が本要領に適合しない場合
- (3) 提案書に虚偽の内容が記載されていることが判明した場合
- (4) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (5) 提案者が受託候補者の選定までの間に公正な審査を妨げる行為を行ったことが判明した場合
- (6) 見積額が契約上限額を上回る場合

11. その他

- (1) 企画提案書の作成・提出、プロポーザルへの参加等に係る一切の経費は、提案者の負担とする。
また、提出書類は返却しないものとする。
- (2) 企画提案書提出後の提出書類の変更又は差し替えは認めない。ただし、町から補正を求めた場合、その他町が特に認めた場合はこの限りではない。
- (3) 企画提案書の著作権は提案者に帰属する。ただし、町が公表その他必要と認める目的で使用する場合は、受託候補者の企画提案書の全部又は一部を無償で利用できるものとする。
- (4) 本プロポーザルは受託候補者を選定することを目的として実施するものであり、契約内容は必ずしも企画提案内容のとおりとするものではない。
- (5) 参加申し込み後に参加を辞退する場合は、令和8年9月24日（木）までに参加辞退届（様式8）を提出するものとする。

12. 担当部署

南部町役場 企画財政課（担当：松井）

住 所：〒039-0592 青森県三戸郡南部町大字平字広場28-1

電 話：0178-38-5960（直通）

F A X：0178-38-5980

E-mail：kikaku@town.aomori-nanbu.lg.jp